

「開示等の求め」に応じる手続等に関する事項(個人情報保護法第 29 条)

当社は、お客様の個人情報に関する開示・訂正・追加・削除・利用停止等の請求に対し次のとおり対応いたします。

### 1 《対象となる個人情報》

当社において電気計算機器を用いた検索又はその他の方法を用いた容易な検索が可能となるように、体系的に構成されたお客様の個人情報及びその他法令により開示・訂正等の対象とされたお客様の個人情報が対象となります。

### 2 《「開示等の求め」の申出先》

開示等のお求めは下記宛て、所定の申請書に必要書類(3.参照)を添付の上ご郵送ください。

尚、封書には朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添え願います。

送付先 〒710-0803 岡山県倉敷市中島2661-1

株式会社 倉敷ケーブルテレビ カスタマーセンター 行

### 3 《対象となる個人情報》

開示等のお求めは、次の申請書(a.)をダウンロードし、所定事項をすべてご記入の上、本人確認のための書類(b.)を同封し前項記載の申出先宛てにご郵送ください。なお、申請書のダウンロードができない場合は、当社(2.記載の住所)まで、返信用の80円切手と住所・氏名をご記入いただきました返信用封筒を同封の上、ご郵送ください。折り返し申請書用紙をご送付させていただきます。

#### 【a.当社所定の申請書】

- > [個人情報開示申請書](#)
- > [個人情報変更等申請書](#)

#### 【b.本人確認のための書類】

- ・運転免許証のコピー
- ・旅券のコピー
- ・健康保険の被保険者証のコピー
- ・外国人登録証明書のコピー
- ・住民基本台帳カードのコピー 以上何れか 1 点

### 4 《代理人による「開示等の求め」》

「開示等の求め」をする者が未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の求めをするこ

とにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(a.又はb.)を同封ください。

#### 【a.法定代理人の場合】

以下の書類のすべて

- ・法定代理権を有することを確認するための書類(3ヶ月以内に発行された戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族(子)が記入された有効期限内の健康保険証の写しでも可) 1通
- ・法定代理人本人であることを確認するための書類(上記3のb:本人確認のための書類と同じ) 1通

#### 【b.委任による代理人の場合】

以下の書類のすべて

＞当社所定の委任状 1通

- ・本人の印鑑証明書(3ヶ月以内のもので、委任状に押印したもの) 1通
- ・代理人本人であることを確認するための書類(上記3のb:本人確認のための書類と同じ) 1通

### 5 《「開示等の求め」の手数料及びそのお支払方法》

1回の申請ごとに、800円。

800円分の郵便切手を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合、又は手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内に不足分のお支払いがない場合には、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。

### 6 《「開示等の求め」に対応する回答方法》

申請者の申請書記載住所宛てに書面にて回答いたします。

### 7 《開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的及び保存期間》

開示等の求めに伴い取得した個人情報は、開示等の求めに必要な範囲のみで取り扱うものとします。提出いただいた書類は、開示等の求めに対する回答終了日以後1年間保存し、その後廃棄させていただきます。

※個人情報の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨の理由を付記して通知いたします。不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所・本人確認のための書類に記載されている住所
- ・当社の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合

- ・代理人による申請に際して、代理人の代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の求めの対象が、上記 1. の、対象となる個人情報に該当しない場合
- ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

## 8 《電話でのお問合せ窓口》

個人情報に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

フリーダイヤル 0120-021-337

平成 24 年 3 月 1 日策定